

「東アジアにおけるポストコロニアリズム」研究会
日本国憲法制定と在日朝鮮人
 -「日本国民」概念に忍び込んだ戦後植民地主義-

金 性済

I はじめに

1910年8月の韓国併合条約によって、大韓帝国が日本の天皇に譲渡されたことにより、朝鮮半島、またいかなる事情であれ渡日してきた在日朝鮮人の国籍は「帝国臣民」に変更された。1925年5月の衆議院議員選挙法改正によって日本「内地」在住の朝鮮人、また1945年4月の衆議院議員選挙法改正によって朝鮮半島の朝鮮人にまで参政権が付与されながら、朝鮮人の皇民化同化政策と共に徴兵動員への政策が、1945年8月の敗戦に至るまで漸次的に推進されていったのである。¹

日本の朝鮮に対する植民地支配の結果、そのようにして在日朝鮮人が保有した日本国籍が、敗戦後の日本の憲法制定過程においてどのようにはく奪への道が推し進められていったかについて以下に考察する。

それは単に在日朝鮮人自身に負わされた法的な不条理の問題にとどまらず、人間の個の尊厳と基本的人権、そして平等を謳う日本国憲法における「日本国民」概念の成立自体が「帝国臣民」たる在日朝鮮人の存在を国民概念から排除することに連関することによって、植民地主義的排他性を戦後においてもどのように抱え込んでいったかを問う考察でもある。

II 1945年：清瀬一郎の策動と在日朝鮮人の選挙権停止

1945年8月の降伏後、日本政府は9月にポツダム宣言を受諾し、日本はGHQ（連合国軍総司令部）の占領下におかれる。マッカーサーの率いるGHQ統治下で、日本政府と帝国議会（第89回）は、新憲法の制定を決議する国会を構成するための選挙法の改正が行われなければならなかった。当時の幣原喜重郎内閣は、衆議院議員選挙法改正（1945年4月1日）に準じて、閣議決定した「衆議院議員選挙制度改正要綱」（1945年10月23日）において「内地在住ノ朝鮮人及台湾人モ選挙権及被選挙権ヲ有スルモノナルコト」と銘記していた。ところがこれに対して清瀬一郎衆議院議員は、内務省と国会議員との間で選挙法改正に関する「懇談会」（1945

年 10 月 26 日) において、「鮮人、湾人ニ対スル選挙権及被選挙権ヲ与ヘル理由如何、九月二日ノ降伏文書ノ調印ニヨリ朝鮮台湾ニ対スル統治権ハ喪失サレタモノト解スル、依ッテ国民デハナイ、依ッテ之〔参政権の賦与〕ニ反対スル」と発言し、さらに「内地に在住の台湾人及び朝鮮人の選挙権、被選挙権に就いて」という文書を配布したのである。そこには以下のように記されていた：

「此等の者が力を合すれば最少十人位の当選者を獲ることは極めて容易なり。或いはそれ以上に及ぶやも知るべからず。我国に於ては従来民族の分裂なく、民族単位の選挙を行ひたる前例なし。今回此事を始めんとす。もし此の事が思想問題と結合すれば如何。その結果実に寒心に堪へざるものあらん。次の選挙に於て天皇制の廃絶を叫ぶ者は恐らくは国籍を朝鮮に有し内地に住所を有する候補者ならん」(清瀬一郎意見書)²

その結果、日本国内に居住する旧植民地出身者としての朝鮮人・台湾人は、「衆議院議員選挙法中改正法律」(1945 年 12 月 17 日法律第 42 号) 附則「戸籍法ノ適用ヲ受ケザル者ノ選挙権及被選挙権ハ当分ノ内之ヲ停止ス 前項ノ者ハ選挙人名簿ニ登録セラルルコトヲ得ズ」³ という但し書き条項によって、衆議院議員選挙の適用から次のように排除されてしまうのである。その時点においては明らかに日本国籍を保有しており、その年 4 月の選挙法改正により参政権をえることになった朝鮮人・台湾時の選挙権が日本戸籍ではなく、朝鮮戸籍であったという理由ではく奪されるという事態であった。このような荒唐無稽な措置に関する第 89 回帝国議会での質問に対して、堀切善次郎内務大臣は次のような釈明をしている：

「是までの戦争後の平和條約の例に依りますと、斯う云ふ場合には国籍は一應朝鮮人は朝鮮の国籍を取得し、臺灣人は支那の国籍を取得すると云ふことになるのであります、唯是までの例に依りますれば、さう云ふ際に内地に在留して居ります朝鮮人、臺灣人に對しましては、日本の国籍を選択し得ると云ふことになるのが是までの例のやうであります 何れ日本の国籍を失ふ、外國人になる、其の時に日本の国籍を選択すれば、日本國民として残つて行く」と云ふ關係にありますので、是は此の原案にありますやうに、権利は持つて居る、日本國民であります以上、選挙権、被選挙は持つて居るが、今の不安定の状態の間、此の行使を停止して置く」と云ふことが、最も妥当だと考へまして」⁴

堀切の発言は、やがて予定される米国との講和条約時点で、朝鮮に対する領有権放棄に伴い、朝鮮人の日本国籍離脱が起こることを想定しながら、その時点での在日朝鮮人による国籍選択権の行使がなされると語ることによって、日本国籍を保有したままの選挙権はく奪の矛盾についての批判をかわそうとしたのである。⁵実際には、そのような国籍選択の余地はやがて全く残されない方向に進み、国籍選択権は、本人の権利ではなく、国籍付与の許諾権が国家の側にのみ置かれている帰化制度の方向に次の吉田茂内閣によってすり替えられていくことになる。

III GHQ 改革案とマッカーサー憲法草案における在日朝鮮人

1945年における在日朝鮮人・台湾人の取り扱いをめぐる幣原喜重郎内閣と第89回帝国議会の動きに対して、翌年1946年2月から重大な動きが始まった。それは、マッカーサーのGHQから先に新憲法草案が幣原内閣に突き付けられたことである。その憲法草案の中身は、それまでの日本側による在日朝鮮人・台湾人の取り扱いをめぐる重大な挑戦となる内容を含んでいた。

マッカーサー憲法草案の中身の前提となっているものとして、『カイロ宣言』（1943年11月27日）にまず注目しなければならない。そこには次のように記されているのである：

「…前記の三大国（米国／中華民国／英国）は、朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものにする決意を有する。…」

つまり、カイロ宣言は、韓国併合後の植民地支配下の朝鮮人が奴隷的状态で抑圧を受けていた状態であったと理解している。それはまた、日本敗戦後にはその状態から連合国によって朝鮮人が解放されねばならないという意味がカイロ宣言には含まれていることになる。

このカイロ宣言の認識論に従い、日本の敗戦前に米国政府は以下のような文書を準備していた。それは、「部局間『国と地域委員会』（CAC = the Interdivisional Country and Area Committee）227号（1944年6月16日）という文書である。そこには以下のように記されている：

「…朝鮮人は日本臣民である。しかしながら、1923年の震災の際、朝鮮人に対

して大規模な暴行が加えられた。特に、彼らが独立を約束されたことにかんがみ、彼らが日本の降伏後にも同じような敵意に直面する恐れがある。」⁶
「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本指令」(1945.11.1)：「貴官は、台湾系中国人及び朝鮮人を、軍事上の安全の許す限り解放民族として取り扱う。…彼らは、日本臣民であったのであり、必要の場合には、貴官は、敵国民として処遇してよい。」(大沼 同上 95頁)

つまり、米国の認識としては、日本敗戦直後の在日朝鮮人について、解放されるべき民族であると同時に、「必要な場合には…敵国民として処遇」というアンビバレントな理解をしていることがわかる。米国の認識のこの二重性が日本政府によって、在日朝鮮人を、ある時は日本国民、ある時は外国人とみなす使い分けを許すことになったと、大沼保昭は分析する。⁷

さらに、米国国務長官からGHQ政治顧問、ジョージ・アチソンに宛てられた訓令(1945年10月16日)に注目したい。そこには次のように記されている：

「天皇制が維持されない場合、その制度に対する憲法上の保障は明らかに不要となるが、以下の規定を設けるべきである：

1. 財政及び予算に関する事項の選出された国会による完全な統制
2. 日本の管轄下にある全ての者(日本人だけでなく)に対する基本的市民権の保障」

“…If Emperor institution is not retained constitutional safeguards against that institution will obviously not be required but provision should be made for

1. Complete control by an elected congress of financial and budgetary matters,
2. Guarantee of fundamental civil rights to all persons within Japanese jurisdiction, not to Japanese only, and…”⁸

以上のような米国政府の認識を前提にしたうえで、日本の新憲法を制定させるための基本方針として「日本の統治体制の改革」(SWNCC228)(1946年1月7日)が確立された。これは、米国の国務・陸・海軍三省調整委員会(SWNCC)が承認した、日本の憲法改正に関する米国政府の指針を示した文書である。この

SWNCC228 に立脚して、GHQ は日本政府の幣原内閣に提示される 2 月 13 日までの間に猛烈な速度で日本国憲法草案を準備したことになる。⁹

この SWNCC228 の結論 (CONCLUSIONS) には以下のように記されている：

(5) 日本臣民および日本の統治権の及ぶ範囲内にあるすべての人に対し、基本的人権を保障すること (Guarantee of fundamental civil rights to Japanese subjects and to all persons within Japanese jurisdiction;) <ブロック体は筆者による>。¹⁰

さらに、問題点に対する考察 (DISCUSSION) の部分においては以下のとおりである：

「6. 人権保護の規定が不十分なこと (Inadequate Provision for the Protection of Civil Rights.)

9. 日本臣民および日本の統治権の及ぶ範囲内にいるすべての人の双方に対して基本的な人権を保障する旨を、憲法の明文で規定することは、民主主義的理念の発達のための健全な条件を作り出し、また日本にいる外国人に、彼らがこれまで〔日本国内で〕有していなかった程度の〔高い〕保護を与えるであろう。(Explicit provision in the Constitution for the guarantee of fundamental civil rights both to Japanese subjects and to all persons within Japanese jurisdiction would create a healthy condition for the development of democratic ideas and would provide foreigners in Japan with a degree of protection which they have not heretofore enjoyed.)」(前掲書 429-433 頁 <ブロック体は筆者による>)

カイロ宣言から始まった GHQ による「日本の統治体制の改革」(SWNCC228) が構想した日本統治の世界像を図 1 のような図式に表すことができる：

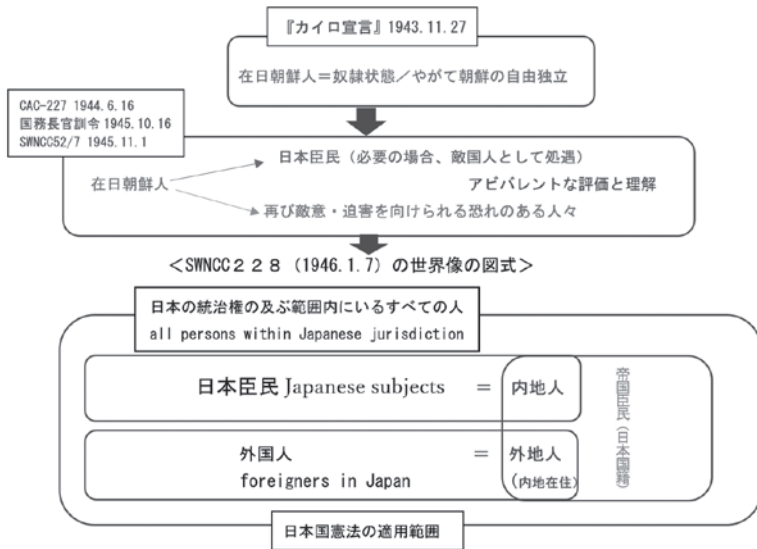


図 1

この「日本の統治体制の改革」〈SWNCC228〉が戦後日本に居住した朝鮮人・台湾人の生活に与えた計り知れない法制的影響を次のように整理できる：

- ① 日本帝国政府は私企業におけると政府事業におけるとを問わず、いかなる労働者に対しても国籍・信条又は社会的地位を理由として、賃金・労働時間又は労働条件について有利にも不利にも差別待遇を行わず、又はこれを許さないことを保障しなければならない。
- ② 引き揚げを承諾するよりも日本に残留することを選択する朝鮮人・台湾人及び中国人は雇用について同様の場合に日本人に与えられると同様の権利・特権及び機会を保障されることを要する。
- ③ 日本帝国政府は、単に軍務に服したというだけの理由で復員軍人に対して特恵的な雇用及び教育の機会を与えるようないかなる種類又は性質のすべての法律・命令・規則又は法規をも廃止するよう指合される。¹¹

具体的には、「雇用政策に関する総司令部覚書」にはいかなる労働者に対しても、国籍、信条又は社会的地位を理由として差別待遇を行ってはならない、ということが明記され、「労務者の就職及び従業に関する件」（1946年1月、厚生省）の第1条に国籍による差別的取扱を禁ずることが明記され、それに基づき労働基準法、

職業安定法において国籍差別を禁止し、また年金保険法や船員保険法から国籍条項削除（1946年1月）して、今日にまでそれが引き継がれている。

マッカーサーに1946年1月19日に伝達された「SWNCC228」文書は幣原内閣に2月13日に手渡されたGHQ憲法草案の人権条項に色濃く反映された。

例えば、GHQ憲法草案第13条を、日本政府は以下のように翻訳している：

「凡テノ自然人ハ法の前ニ平等デアル。一切ノ自然人ハ法律上平等ナリ、政治的、経済的又ハ社会的關係ニ於テ人種、信条、性別、社会的身分、階級又ハ国籍起源ノ如何ニ依リ如何ナル差別的待遇モ許容又ハ黙認セラルルコト無カルヘシ」〈外務省仮訳〉（Article XIII. All natural persons are equal before the law. No discrimination shall be authorized or tolerated in political, economic or social relations on account of race, creed, sex, social status, caste or national origin.）

また、GHQ憲法草案第16条は次のとおりである：

「外国人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル権利ヲ有ス」〈外務省仮訳〉（Article XVI. Aliens shall be entitled to the equal protection of law.）

この二つの条項は、その後の憲法制定過程の中で骨抜きとされていく。幻のセイフティ・ネットのようなこれらの条項が生きていたら、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約発効に伴う、在日朝鮮人の日本国籍離脱（剥奪）によって「外国人」とされてしまった場合にも、どれほど在日朝鮮人の人権保障の憲法的根拠となっていたことだろうか。

GHQ憲法草案の第3章は「人民ノ権利及義務（Rights and Duties of the people）」についてである。日本政府外務省は当初、この第3章の表題とGHQ草案第9条「基本的人権」の“The people of Japan”を「日本国ノ人民ハ」と訳し、GHQ見解により近い意味合いで直訳していたのである。

さらに、SWNCC228における第16条「外国人 foreigner」概念とマッカーサー憲法草案第16条「外国人 人権保護」条項は、日程（1951年）の迫る（サンフランシスコ）講和条約による領土変更の結果、在日朝鮮人に起こりうる現実（日本国籍離脱化）を想定（先取り）した内地在住外地人のためのセイフティ・ネット

とも考えられる。しかしながらこれは、日本政府として容認しがたい現実と受け止めていた吉田茂外相／佐藤達夫内閣法制局参事官は、その条項の削除を求め、1946年3月4日と5日にGHQ 民政局行政部長ケーディスと熾烈を極めた交渉をしている。¹²

ケーディスと佐藤達夫との間の熾烈な交渉の結果、「外国人入権保護」条項は削除されることとなったが、その削除について憲法学者、古関彰一は次のように説明している：

「削除にあたり日本側がどう提案し、GHQ がなぜ納得したか、確たる資料はない。ただしこの憲法が施行される前日（一九四七年五月二日）に在日朝鮮人の取り締まりを目的にした外国人登録令（最後の勅令）が出されていることを考えると、この目的から外国人の入権条項を削除したのではないかと考えられる。」¹³

さらに憲法学者たちの討論でこの問題について以下のように議論されている：

（日本政府・朝鮮総督府は）「一般的に外国人というのではなくて、『内地人』に対して『外地人』をどう別な扱いにするかという発想できていたが、それとGHQ（連合軍最高司令官総司令部）の発想とは同じではなかったはずだ。外国人扱いというのと、『外地人』とは何かという扱いとは違うはずだ。GHQの外国人の入権保障の流れからいうと、GHQは旧植民地人が外国人になるので、その入権保障はかつての『外地人』の扱いを念頭に置きながらも新たに外国人になる人たちの入権保障を考えたことは間違いない。しかし官僚が考えた実際のやり方は、一貫して彼らは外国人ではなくて『外地人』としての扱いだ。」¹⁴

このことから、“内地（人）-外地（人）”問題に潜む差別構造についてのGHQの理解と対応に限界があったということが考えられる。

IV 日本国憲法制定過程における「国民」、「外国人」、そして排除される在日朝鮮人

1946年2月13日にGHQより憲法草案を幣原喜重郎内閣が手渡されてから、そ

の年の11月3日に公布されるまでの間、「国民」「外国人」、及び「人権」についての記述が憲法制定過程において時系列的にどのように変遷していったかを、以下のように整理し、解析する：¹⁵

* GHQ 案外務省仮訳 (1946.2.13)

第三章	人民ノ権利及義務
第9条	日本国ノ人民ハ何等ノ干渉ヲ受クルコト無クシテ一切ノ基本的人権ヲ享有スル権利ヲ有ス
第10条	此ノ憲法ニ依リ日本国ノ人民ニ保障セラルル基本的人権ハ人類ノ自由ヲラントスル積年ノ闘争ノ結果ナリ時ト経験ノ坩堝ノ中ニ於テ永續性ニ対スル厳酷ナル試練ニ克ク耐ヘタルモノニシテ永世不可侵トシテ現在及将来ノ人民ニ神聖ナル委託ヲ以テ賦與セラルルモノナリ
第13条	一切ノ自然人 (all natural persons) ハ法律上平等ナリ政治的、経済的又ハ社会的関係ニ於テ人種、信条、性別、社会的身分、階級又ハ国籍起源 (national origin) ノ如何ニ依リ如何ナル差別的待遇モ許容又ハ黙認セラルルコト無カルヘシ
第16条	外国人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル権利ヲ有ス

- ・ GHQ からの幣原内閣が最初に英文で手渡されたものの最初の翻訳においては、「日本の統治体制の改革」(SWNCC228) (1946年1月7日) の方針を反映。
- ・ 外務省仮訳は当初、“people”を一貫して「人民」と訳していた。

* 幣原内閣初稿 (1946.2.28)

第三章	国民 (日本人) ノ権利及義務
第1条	国民 (日本人) タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第2条	国民ハ一切ノ基本的人権ヲ享有ス 此ノ憲法ノ保障スル国民ノ基本的人権ハ神聖且不可侵ノ権利トシテ現在及将来ノ国民ニ付与セラルルモノトスル
第5条	国民ハ凡テ法律ノ前ニ平等トス 国民ハ門閥、出生又ハ性別ニ依リ政治上、経済上其ノ他一般ノ社会関係ニ於テ差別ヲ受クルコトナシ
第6条	外国人ハ (国籍ノ如何ヲ問ハズ) 均シク法律ノ保護ヲ受クルノ権利ヲ有ス

- ・ 「日本国民たる要件」条項の登場 (The conditions necessary for being a Japanese

national shall be determined by law.)。「日本国民」についての英語表記においては、もはや“people”ではなく、“Japanese national”とされる。

- ・「国民ハ凡テ」という適用範囲を示した平等条項と、外国人保護条項の併記。
- ・GHQ 案第13条にあった「国籍起源」という出身地を、日本側が削除したことでGHQ 側が反発したことに対して、第13条で「一切ノ自然人」の平等のもとで、日本人も外国人も平等ならば、第16条の外国人人権保障条項の存在理由が問われると、日本側は主張。¹⁶
- ・この幣原内閣初稿自体を第一次修正案とみなすこともできる。

* 幣原内閣第1修正 (1946.3.1)

第三章 国民（日本人）ノ権利及義務
第10条 国民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第11条 国民ハ凡テノ基本的人権ノ享有ヲ妨ゲラレルコトナシ
第14条 凡テノ国民ハ法律ノ下ニ平等ニシテ人種、信条、性別、社会上ノ身分又ハ門閥ニ依リ政治上、経済上又ハ社会上ノ関係ニ於テ差別セラルルコトナシ
第15条 外国人ハ均シク法律ノ保護ヲ受クルノ権利ヲ有ス

- ・「日本国民たる要件」条項の保持。
- ・「凡テノ国民」条項と外国人保護条項の併記状態。
- ・GHQ 側は、早速、「国籍起源」(national origin) < GHQ 案外務省仮訳 第13条 1946.2.13>、「出生」< 幣原内閣初稿 第5条 1946.2.28>を削除したことをただすが、「外国人の人権保護は日本国民と平等だとの回答を引き出し、そうであれば特段に外国人の人権擁護規定を設ける必要はないとして日本案一四条を削除し、一三条に外国人の人権も含めることとして…『新十三条』規定で合意をとりつける。」¹⁷

* 幣原内閣第2修正 (1946.3.2)

第三章	国民ノ権利及義務
第10条	国民ハ凡テノ基本的人権ノ享有ヲ妨ゲラルコトナシ 此ノ憲法ノ保障スル国民ノ基本的人権ハ其ノ貴重ナル由来ニ鑑ミ、永遠ニ互ル不可侵ノ権利トシテ現在及将来ノ国民ニ賦与セラルベシ
第13条	凡テノ国民ハ法律ノ下ニ平等ニシテ、人種、信条、性別、社会上ノ身分又ハ門閥ニ依リ政治上、経済上又ハ社会上ノ関係ニ於テ差別セラルルコトナシ
第14条	外国人ハ均シク法律ノ保護ヲ受クルノ権利ヲ有ス

- ・ 3月4日における逐条審議において法制局参事官佐藤達夫は、マッカーサー草案第16条「外国人入権」条項と第13条の「国籍起源」について、「とにかく困った形になったと思った」と述懐。¹⁸
- ・ 「凡テノ国民」条項と外国人保護条項の併記状態続く。
- ・ 外国人条項を削除する方便として、3月5日、「凡テノ自然人」、そして3月6日、「凡ソ人ハ」という抽象概念をもって外国人の人権も包括すると主張し、「外国人」条項を削除したのち、4月5日には上記二つの概念を削除し、一挙に「すべて国民」と、「国民」概念を導入し、「外国人」条項を消し去ったままにした憲法草案を導く。¹⁹
- ・ 第14条「外国人」保護条項⇒幻のセイフティ・ネットとしてこのあと削除される。

* 幣原内閣第3修正 (1946.3.5)

第三章	国民ノ権利及義務
第10条	国民ハ凡テノ基本的人権ノ享有ヲ妨ゲラルコトナシ 此ノ憲法ノ保障スル国民ノ基本的人権ハ、永遠ニ互ル不可侵ノ権利トシテ 現在及将来ノ国民ニ賦与セラルベシ
第13条	凡テノ自然人ハ其ノ日本国民タルト否トヲ問ハズ法律ノ下ニ平等ニシテ、 人種、信条、性別、社会上ノ身分若ハ門閥又ハ国籍ニ依リ政治上、経済上 又ハ社会上ノ関係ニ於テ差別セラルルコトナシ

- ・ 弁明としてGHQ案「凡テノ自然人ハ」を復活させ、第13条「凡テノ自然人」に外国人も包括されるものとし、また「国籍」差別禁止を挿入することにより、3月2日段階まであった第14条の外国人保護条項削除を承諾させる。²⁰

- ・しかし、佐藤達夫内閣法制局参事官は「日本国民タルト否トヲ問ハズ」と「国籍」も削除することを狙い、3月5日、GHQ側と交渉し、「凡ソ人ハ法ノ下ニ平等ニシテ人種、信条、性別、社会的地位、又ハ門地ニ依リ」を挿入することにより、先の二項目削除の合意を得る。²¹
- ・この段階での第13条について「少なくともこの条文に関する限り、GHQ案とは似ても似つかず、完全に日本化した、といえるだろう。削除にあたり日本側がどう提案し、GHQがなぜ納得したのか、確たる資料はない。ただしこの憲法が施行される前日（一九四七年五月二日）に在日朝鮮人の取り締まりを目的とした外国人登録令（勅令207号：帝国憲法下の最後の勅令）が出されていることを考えると、この目的から外国人の人権保障条項を削除したのではないかと考えられる。」²²

* 憲法改正草案要綱（1946.3.6）

第三章 国民ノ権利及義務

第10条 国民ハ凡テノ基本的人権ノ享有ヲ妨ゲラルルコトナキモノトシ此ノ憲法ノ保障スル国民ノ基本的人権ハ永遠ニ互ル不可侵ノ権利トシテ現在及将来ノ国民ニ賦与セラルベキコト

第13条 凡ソ人ハ法ノ下ニ平等ニシテ人種、信条、性別、社会的地位、又ハ門地ニ依リ政治的、経済的又ハ社会的関係ニ於テ差別ヲ受クルコトナキコト

- ・外国人条項を消し、第13条「凡ソ人ハ」で外国人も網羅されていると説明。結局、次の段階で「凡ソ人ハ」は、外国人条項を削除するための手段に過ぎず、「すべて国民」に置き換えられる。
- ・1946年3月5日閣議における入江俊郎法制局長官メモ：
「吉田外相は左の三点についてマ側に申し入れて再考を乞うことと致したいと申された。
1 皇室財産…
2 外国人も政治上の権限を持ちうる如き点（外国人も選挙権を有するかの如き規定を改めること）
3 裁判官の定年制」

入江メモの註で、GHQ 民政局長ホイットニーは2については了承すると回答したことが記されている。

* 幣原内閣口語化第一次 (1946.4.5)

第三章	国民の権利及び義務
第10条	国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。此の憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。
第13条	すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別を受けない。

- ・「凡人」が「すべて国民」に置き換えられる。
- すなわち、普遍の人間の概念をナショナル化する操作。
- ・法制局『憲法改正草案に関する想定問答』(4月～6月)：増補第二輯 159-161 頁。
 - + 国民 = 国籍者 (我が国支配権下にあつても外国人 / 無国籍人含まず)。
 - + 国民：本来法の規定を待たない条理的・慣習的に定まる。
 - + 現行国籍法下の国民 = 新憲法下でも国民として戸籍法に紐づけされた国籍法によって引き継がれる。
- ・その想定問答集に記されたからくりを、「国民たる要件」条項削除にのみこだわっていた GHQ は見抜けていなかった。
- ・国民要件条項を設けないことを前提にすることを正当化しつつ、日本戸籍に結び付いた国籍法適用対象者に「国民」概念を限定することを婉曲に表明において、7月29日の衆議院憲法改正審査会小委員会での議論で一挙に「日本国民たる要件」条項を復活させることにより、「国民たる要件」 - 「国籍法」 - 「戸籍法」による「国民」範囲の限定を体系化することになる。

* 幣原内閣口語化第二次 (1946.4.13)

第三章	国民の権利及び義務
第10条	国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる。
第13条	すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別を受けない。

- ・「国民たる要件」めぐる審議：

- + 5月6日、枢密院第4回審査委員会にて林頼三郎「国民の要件に関する規定をなぜ置かなかったか」→入江俊郎法制局長官「新憲法の立法事項の幅は広い…現憲法十八条のような規定は特に設ける必要はない」²³
- + 第90回帝國議會衆議院本會議（6月25日）本自由党の北?吉が質問「日本人が何ものであるかと云う規定がない」→金森徳次郎國務大臣「極く實際上必要にして適切なる規定のみを採り入れると云う精神…省略し得る規定は多く省略」
<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009013242X00519460625>
- + 7月2日衆議院委員会にて原夫次郎質問「一体日本国民たるの要件は…」→金森徳次郎國務大臣「国籍を法律を以て定むると云う風に決めておきませぬと、命令を以て国籍を定むる虞…或るものは伝統的な事実を基礎として…或るものは國際法上の原理…現在既に日本人たることは国籍法を中心として現実に正確に定まって居る次第でありますから、それを踏襲して行く積り」²⁴
- ・ 4月13日修正案がGHQに提出。ケーディスは、第3章第13条の「国民」概念使用の問題を指摘、3章全般の訂正を要求。しかし、佐藤は第3章の表題が「国民の権利及び義務」となっているため、変えられないと反論しつつ、第15、16、18、20、28～31、35、36条を、「すべて国民は」を「何人も」に書き換えることで、ケーディスの妥協を引き出す。²⁵

* 日本国憲法（1946.11.3 公布）

第三章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民（Japanese national）たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第14条 (1) すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ・ 3月2日段階で削除されていた「国民たる要件」が第10条として復活。しかも、その「国民」の英訳は、Japanese peopleではなく、Japanese national。GHQ側は、その問題の重大性に気づかなかったか、それとも妥協か（1946年7月29日、第4回小委員会で保守三党により提案、社会党も支持意見を出し、決定。「別に法律で定める」の法律とは、1950年5月成立した国籍法を指す）。

＜『衆議院憲法改正審査会小委員会』昭和21年7月29日（第4回）昭和二十一年七月二十九日月曜日＞²⁶

- ・在日朝鮮人・台湾人に大きく影響を与える、憲法における外国人の取り扱いをめぐり、日本政府がGHQ案に対して実現させた変更：
 - + 普遍概念としての「人民」の「国民」化
 - + 出身地（国籍）差別禁止の削除
 - + 外国人平等条項削除
- ・7月初旬まで取り続けていた、国民要件の非成文化の路線をくつがえす。

セオドア・マグネリーは、この1946年2月13日から11月3日に至る日本国憲法制定改定において、マッカーサー憲法草案における“PEOPLE”が「人民」から「国民」に訳し替えられたことについて次のように指摘する：

「国民という言葉が、peopleを意味する人民に変えられなかったことは注意を要する。国民とは日本人を指すが、『国家』の構成員という意味合いを非常に強く帯びている。だとすれば、主権は日本国家に存する、という意味に憲法を解釈することも、ありえないわけではない。」²⁷

ケーティスをはじめとするGHQは、この「人民」から「国民」への訳し替えと「外国人人権保護」条項削除とがSWNCC228とマッカーサー憲法草案の理念を歪曲し、国籍法との関連で在日朝鮮人・台湾人の法的地位と参政権にどのような影響をもたらすかを見抜けなかったか、あるいは最後の時点で妥協したのかもしれない。

このような結果を作り出すためにGHQ側に対してどのように画策し、説得に努めたかについて、1946年3月5日閣議における入江俊郎内閣法制局長官メモ（『憲法改正経過手記』16頁）からもうかがい知ることができる：²⁸

「吉田外相は左の三点についてマ側に申し入れて再考を乞うことと致したいと申された。

- 1 皇室財産…
- 2 外国人も政治上の権限を持ちうる如き点（外国人も選挙権を有するかの如き規定を改めること）
- 3 裁判官の定年制」

メモの註として、GHQ 民政局長ホイットニーは2を了承すると回答したことが記されている。入江法制局長官の下での法制局参事官佐藤達夫は、3月5日段階の第13条の「国籍 (national origin) に依り」の一句が外国人の選挙権、被選挙権を容認してしまい、また外交官の治外法権も日本国内で認められなくなると警告することによって、GHQ 側 (ホイットニー民政局長) を説得できたと記録している。²⁹ さらに、「外国人的人権保護」条項を削除する方便として、3月5日、「凡テノ自然人」、そして3月6日、「凡ソ人ハ」という抽象概念をもって外国人の人権も包括すると主張し、「外国人的人権保護」条項を削除したのち、4月5日には上記二つの概念を削除し、一挙に「すべて国民」と「国民」概念を導入し、「外国人的人権保護」条項を消し去ったままにした憲法草案を導いていったのである。

GHQ 側は、以上のような論法によって、「外国人的人権保護」条項と「国籍に依って」を外すことに応じてしまうほどに、それがサンフランシスコ平和条約発効後に在日朝鮮人の人権と国籍問題に与える影響について深く考えていなかったことがうかがえる。1946年3月6日の日本政府による憲法草案要綱の発表について、「新憲法草案 (政府草案要綱) が東京で公表された時、ワシントンには入手できる文書は何もなかった。」(当時国務省日本課長代理ヒュー・ボートンの言葉)³⁰ と表明していることから察して、その発表は米国国務省にとって寝耳に水のようなことであったといえる。

在日朝鮮人の国籍問題についての GHQ の立場とは本来、「自由意思で日本に残留し、現行の本国送還手続きに基づく朝鮮への帰還を拒否する朝鮮人は、処遇の目的上、正式に樹立された朝鮮政府が当該個人を朝鮮国民として承認するまでの間、一応 (PRESUMPTIVELY) その日本国籍を保持するものとみなされる (BE CONSIDERED)」³¹ というものであった。大沼保昭はこの点について：

「この暫定的解答をもたらした要因として、民族解放問題に関する米国の無理解、GHQ による日本国内の治安維持の重視、講和条約発効までは国籍変更なしという伝統的国際法理論への親近感等々がある」³²

以上のようにコメントしている。

この GHQ の治安維持優先と、植民地支配による「内地在住外地人」としての在日朝鮮人の人権保護の意味についての無理解が、セイフティ・ネットとしての「外国人的人権保護」条項を失った日本国憲法発効前日 (5月2日)、違反者の退去強制

が規定（外国人登録令第12条）された外国人登録令（勅令第207号）において、在日朝鮮人を日本国籍を保持したまま「外国人とみなす」（第11条）ことを容認してしまうことになる。（参考：「多国籍法に関する覚書」³³）

日本国憲法発行日前日に出された外国人登録令（ポツダム政令／勅令第207号1947年5月2日）における外国人「みなし」規定によって、在日朝鮮人は、法的に未だ日本国籍を保有しながら、憲法草案から「外国人入権保護」条項が削除され、また戸籍制度に紐づけられる国籍法を想定した日本国憲法第10条「日本国民たる要件」から排除される準備が整うことによって、日本国憲法の「何人も」条項以外の人権保障体系から放逐されることになる。

日本国憲法制定過程における「（日本）国民たる要件」条項の削除と復活は、それを明記したのは幣原内閣初稿（2月28日）、第1修正（3月1日）であり、削除したのは幣原内閣第2修正（3月2日）、第3修正（5）、憲法改正草案要綱（3月6日）、口語化第一次（4月5日）、口語化第二次（4月13日）であったが、それが最終的に公布（11月3日）された日本国憲法において第10条として復活することになった。

1946年7月29日、衆議院憲法改正審査会第4回小委員会で保守三党により提案、社会党も支持意見を出し、決定したのである。「別に法律で定める」の法律とは、1950年5月に成立した国籍法を指すが、なぜ政府案ではなく、保守三党提案として出されたかについて、古関彰一は、『想定問答集』から知ることができるように政府案で必要なしと言っていたものを、自ら、つまり提案者が修正するわけにはいかないで、保守三党から修正案を提出したのではあるまいか。」と見る。³⁴

憲法の国民条項について、「政府案で必要なし」発言は、入江俊郎法制局長（第90回帝国議会 憲法改正草案、枢密院審査委員会 1946年5月6日）や、金森徳次郎国務大臣（第90回帝国議会衆議院本会議 同年6月25日／衆議院帝国憲法改正案委員会 同年7月2日）によってなされていた。7月29日の第10条復活の理由についての金森国務大臣は次のように答弁している：

「自分もそのことは聞いていたし、多少心に満たないものもあるが、外国の圧力によってできたという誤解を一掃するために修正は多少寛大に歓迎しようという空気があった。社会的規定は、イデオロギー化するおそれがあるが、第一〇条については議会で一応抗弁はしたものの、このような規定は実質は無害であり、形式的にもよいということ、また、議会の権威をこういふところで明らかにすることはよいと考えて同感した」（枢密院憲法改正草案審査委

員会 同年10月19日)。³⁵

3月2日段階で削除されていた「国民たる要件」が第10条として復活したのである。しかも、その「国民」の英訳は、Japanese peopleではなく、Japanese nationalとされているので、GHQ側は、その二つの概念は別の事象を意味するものと受け止め、英語では異なるその二つの概念が日本語においてはみな同一の「日本国民」とされていることの仕掛けを見抜けなかったのだらうと、古関彰一は見る。³⁶

内閣が帝国議会での審議における答弁用に作成された『憲法改正草案に関する想定問答』(1946年4月～6月)³⁷では、

①国民＝「我国の国籍を有する者」

「我国に居住し滞在する外国人及び無国籍人を含まない」

②「そこで、『何人も』とあるのは、『国民』の外外国人及び無国籍人も入る意味である」

以上のように記されている。

人権とは本来、価値の普遍性に基づく概念であるがゆえに人権条項にはすべて「何人も」と適用を受ける主体が銘記されるべきだったが、「国民」概念は、「何人」の普遍性を退けることが意図されていたと、『想定問答』は明かすのである。従って「(日本)国民」概念の使い分けによって、日本国憲法は人権の価値の普遍性をめぐり深刻な矛盾に自縄自縛されてしまったのではないか。しかし、日本国憲法の英語訳では、第10条以外、日本国憲法の適用対象者とは、「何人も every person」(国民も外国人も)という場合と、「(日本)国民 people」(「外国人」の排除が暗示)とに分類されることになる。

日本国憲法における、特に人権／義務にかかわる条項での「日本国民 JN」「国民 N」表出については、「憲法前文」(3回)、第1条(2回) JN、第7条 N、第9条 JN、第10条 JN、<基本的人権>第11条(6回) N、<個人の尊重、公共の福祉>第13条(2回) N、<平等原則>第14条 N、<公務員>第15条 N、<生存権>第25条 N、<教育権>第26条(2回) N、<勤労権>第27条 N、<納税義務>第30条 N、<基本的人権の由来>第97条 JN・Nなど(回数無表記は1回のみを表す)というふう分布している。

V 在日朝鮮人問題が日本国憲法の「国民」アイデンティティに問いかけるもの

1946年11月3日に公布された日本国憲法は、「日本国民」と外国人の人権条項について以上のような制定過程を経ていった。そして、この憲法の発効がなされる一日前（翌1947年5月2日）、在日朝鮮人・台湾人は日本国籍を保有したまま（しかし、すでに1945年12月以降は参政権喪失）「外国人登録令」（勅令207号／ポツダム政令）の適用の下に置かれた。このように「国民」と「外国人」という二項対立概念が憲法の体系に位置付けられた後に1952年4月28日のサンフランシスコ平和条約の発効とともに、国籍の選択権の余地のないまま、在日朝鮮人・台湾人は日本国籍を離脱させられていった。その措置は以下の民事局長の通達によるものであった：

「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」（法務府民事甲第四三八号）³⁸

法務府民事局長 村上朝一

「近く平和条約（以下単に条約という。）の発効に伴い、国籍及び戸籍事務に関しては、左記によつて処理されることとなるので、これを御了知の上、その取扱に遺憾のないよう貴管下各支局及び市区町村に周知方取り計らわれたい。

記

第一、 朝鮮及び台湾関係

- (一) 朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。
- (二) もと朝鮮人又は台湾人であつた者でも、条約の発効前に内地人との婚姻、縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であつて、条約発効後も何らの手続を要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。
- (三) もと内地人であつた者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台湾人であつて、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。なお、右の者については、その者が除かれた戸籍又は除籍に国籍喪失の記載をする必要はない。
- (四) 条約発効後は、縁組、婚姻、離縁、離婚等の身分行為によつて直ちに内地人が内地戸籍から朝鮮若しくは台湾の戸籍に入り、又は朝鮮人及び台湾人が右

の届出によつて直ちに同地の戸籍から内地戸籍に入ることができた従前の取扱（註1）は認められないこととなる。

（五）条約発効後に、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もつぱら国籍法の規定による帰化の手続によることを要する。

なお、右帰化の場合、朝鮮人及び台湾人（（三）において述べた元内地人を除く。）は、国籍法第五条第二号の「日本国民であつた者」及び第六条第四号の「日本の国籍を失つた者」に該当しない。…」

つまり、在日朝鮮人・台湾人の日本国籍は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」と規定した憲法第10条も、憲法が指し示す法律である「日本国民」の定義をする国籍法（1950年4月制定）をも踏み越えて、民事局長の通達ひとつではく奪されることになったのである。なぜなら、国籍法には、日本国籍保有者が日本国籍を喪失するのは、本人がそれを志望することが原則と規定されているからである。

1945年12月時点での第89回帝国議会での政府側の答弁を見ると、在日朝鮮人・台湾人の講和条約発効（1952年4月）時点での国籍選択権行使の余地は想定されていた。しかし、1951年11月、サンフランシスコ講和条約締結直後の時点では、その国籍選択権の方針は消え失せて、帰化手続きの方針にすり替わっていたのである。³⁹

以上の考察から私たちに問われることは、単に戦後の在日朝鮮人・台湾人の法的地位に対する取扱いの不条理の問題ばかりでなく、大日本帝国憲法下の「帝国臣民」（皇国臣民）から日本国憲法の「日本国民」に移行した「国民」概念自体の中に忍び込んだ、戦後植民地主義という排他性の問題ではなからうか。それは「部局間『国と地域委員会』（CAC）227号文書（1944年6月16日）が在日朝鮮人を、解放されるべき民族であると同時に、「必要な場合には…敵国民として処遇」する」とした認識のアンビバレントな構造を、日本政府はGHQとは異なる戦後処理の次元において継承し活用したことになる。つまり、日本政府としては、在日朝鮮人を、サンフランシスコ平和条約発効、つまり日本がGHQ占領から解放される日まで名目上は1947年5月3日に発効した日本国憲法における「日本国民」と位置付けておくほかなかった。しかし、すでになされた戸籍差別による選挙権はく奪と、憲法発効直前の外国人登録令における外国人みなし規定によって、実質的に在日朝鮮人から「国民」としての権利の内実をはく奪しながら、1952年4月の名実ともなる日本国籍はく奪に至らしめていく構造を、日本政府は作り上げていったのである。

現代日本の政治と社会には、「日本国民」と「外国人」の境界性を一層排他的に広げていく傾向が、入管行政においても社会的風潮においても増しつつある。それは、これまでの日本に考えられなかった現象なのではない。むしろそれは、通奏低音のごとく戦後80年を貫いてきたものの中から起こるべくして起こりつつあるものといえないであろうか。言い換えると、それは戦後日本が大日本帝国憲法下で展開された、植民地主義政策を支えた思想の中にとりついていた清浄と不浄、優越と差別、そして敵意と疑心暗鬼を深層に抱えたヒエラルキー的世界観に根差したものと考えられる。それは、戦後の第89回帝国議会において“國體”保全の道について審議のエネルギーを全力投入していた日本が、その問題を憲法制定過程において批判的に検証することを全く怠ってしまったこと。そして、被害を受けたアジア民衆の“他者の苦難”の地平から歴史とその中で形成された自己のアイデンティティと支配的イデオロギーを批判的に問い直し、その歴史の道義的で理性的清算と真の関係修復の道を模索すること。それによって、自らを呪縛してきたものからの脱却へと踏み出すことができなかつたことを意味しているのではないか。今や戦後の在日朝鮮人とどまらず、日本という国と社会の形を脅かす存在として、在日外国人に対する疑心暗鬼と差別が広がる現実を直視しながら、日本における戦後植民地主義とは何かについて、私たちは改めて問い直していかなければならない。

〈註〉

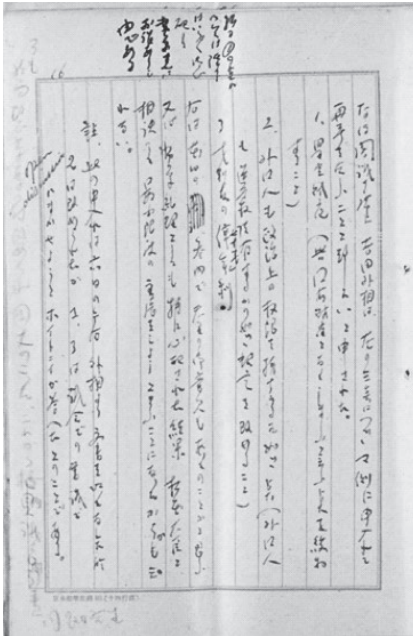
1

家族制度の改造	1889年：戸籍法（外地人想定せず）→1909年：民籍法（法律8号 於 朝鮮）→1912年：朝鮮民事令（勅令7号）→1922年：朝鮮戸籍令（総督府令154号）
徴兵制度	1899年：徴兵令（外地人想定せず）→1927年：兵役法（属人主義：戸籍法23条）→1938年2月：陸軍特別志願兵令（勅令95号 於 朝鮮）→1938年3月：朝鮮総督府陸軍志願者訓練所官制（勅令156号）→1942年10月：朝鮮青年特別錬成令（制令33号）→1943年3月：兵役法中改正法律（法律4号 朝鮮戸籍適用、同年8月1日施行）→1943年7月：海軍特別志願兵令（勅令608号 於 朝鮮・台湾）・朝鮮総督府海軍志願者訓練所官制（勅令610号）
権利付与	1925年5月：衆議院議員選挙法改正（戸籍制限なし／内地在住朝鮮人適用）→1945年4月1日：貴族院令中改正ノ件（勅令第193号）・衆議院議員選挙法中改正法律（法律大34号）（外地在住朝鮮人適用：但し7年期限付き／国税15円以上）

- 2 「大野緑一郎文書」二三四七：国立国会図書館憲政資料室所蔵（マイクロフィッシュ）、「西沢哲四郎文書」八八六（「選挙制度改正関係書類」）：国立国会図書館憲政資料室所蔵（マイクロフィルム）参考：水野直樹「在日朝鮮人台湾人参政権『停止』条項の成立—在日朝鮮人参政権問題の歴史の検（1）—」世界人権問題研究センター研究紀要，第1号，1996年3月43-65頁。
- 3 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2962185/6>
- 4 第89回帝国議会 衆議院 衆議院議員選挙法中改正法律案外一件委員会 第2号 1945（昭和20）年12月5日（<https://teikokugikai-ndl.go.jp/#/detail?minId=008911519X00219451205?t=1>）1945年12月の段階で、日本政府外務省内に設けられた「平和条約問題研究幹事会」にて、第一次研究項目の（ロ）政治条項に関する問題の（6）で国籍問題を含む平和条約研究試案として検討されていること。そして、1948年8月の「対日平和条約想定大綱」の（二）国籍のところ、で、「在日朝鮮人は原則として朝鮮国籍であるが、日本国籍選択も可能」と言及されていることが、田中宏の研究で指摘されている（参照：田中宏「在日朝鮮人政策の不条理の出生—“日本国籍喪失”の論理にひそむもの」所収：田中宏『日本のなかのアジア—留学生・在日朝鮮人・「難民』』大和書房1980年139頁）
- 5 第7回国会 衆議院 外務委員会 第1号 1949（昭和24）年12月21日
<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=100703968X00119491221¤t=1>
034 佐々木盛雄
・佐々木（盛）委員 それでは次であります、平和条約によりまして、かりに台湾が中国に返還され、朝鮮が独立したというような場合に、またこれら以外にかりに割譲地域ができた場合に、それらの地域に残留します日本人の国籍というものはどうなるのか。すなわち国籍の選択権というものは認められるのかどうかということが第一点。また台湾人や朝鮮人等の日本にいる者の国籍はどうなるのであるかということが第二点。さらにもう一つには、かつて日本の領土であつた台湾、朝鮮等にある日本の公有もしくは私有の財産というものはどうなるのか。以上三点を承りたいと思います。
- 035 川村松助
・川村政府委員 第一の国籍につきましては、平和条約が具体化しなければ決定をなしかねると思いますが、大体において本人の希望次第決定されるということになるのではないかと思います。財産につきましては、ただいままだ見通しを持っておりません。
- 6 大沼保昭「出入国管理法制の成立過程1」『法律時報』50巻4号（1978年4月1日）88-96頁94頁。
- 7 大沼 同上 95頁。参照：BASIC DIRECTIVE FOR POST-SURRENDER MILITARY GOVERNMENT IN JAPAN PROPER
JCS1380/15 = SWNCC52/7, 1945年11月1日（<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/01/036shoshi.html>）
- 8 The Secretary of State to the Acting Political Adviser in Japan (Atcheson)
Washington, October 16, 1945—8 p.m. ; FOREIGN RELATIONS OF THE UNITED STATES: DIPLOMATIC PAPERS, 1945, THE BRITISH COMMONWEALTH, THE FAR EAST, VOLUME VI (<https://history.state.gov/historicaldocuments/frus1945v06/d543>).
- 9 <https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryo/03/059/059tx.html>
- 10 参照：『日本国憲法制定の過程—連合国総司令部側の記録による—I 原文と翻訳』高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著 有斐閣 1972年 414-415頁。
- 11 雇用政策に関する総司令部 1945年11月28日付覚書（スキヤピン 360）：参照『在日朝鮮人管

理重要文書集 1945-1950』(現代日本・朝鮮関係史資料, 第6輯 湖北社, 1978年 10-11頁)。

- 12 1946年3月6日閣議における入江俊郎内閣法制局長官メモ『憲法改正経過手記』16頁。



参照：https://www.ndl.go.jp/constitution/library/06/144/144_019l.html

- 13 古関彰一『新憲法の誕生』中公文庫 2004年 203頁。
 14 大石眞／高見勝利／長尾龍一編『対談集 憲法史の面白さ』信山社 1998年 239-240頁。
 15 日本国憲法制定過程における「国民」「外国人」(憲法草案資料は「国立国会図書館 日本国憲法の誕生」オンラインアーカイブによる <https://www.ndl.go.jp/constitution/>)。
 16 古関彰一『前掲書』中公文庫 2004年 187頁。
 17 古関彰一『前掲書』中央文庫 2004年 187-188頁。
 18 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第3巻 有斐閣 1994年 118頁。
 19 『日本国憲法制定の過程－連合国総司令部側の記録により－II 解説』高柳賢三・大友一郎・田中英夫編 有斐閣 1987年 156-157頁。
 20 古関彰一『前掲書』187-188頁。
 21 古関彰一『前掲書』202-203頁。
 22 古関彰一『前掲書』203頁。
 23 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第3巻 有斐閣 1994年 395-396頁。
 第90回帝國議會 憲法改正草案、枢密院審査委員会審査記録(その二)
 (未定稿) https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryu/04/111_1/111_1tx.html
 摘要 日時 第四回 昭和二十一年五月六日 午前十時より午後に至る
 第三章関係

林 国民と国民でないものとの区別が第一の前提であるが、国民の要件が定まてゐないのはいかなる主旨なりや。又現行憲法のやうに国民たるの要件は法律で規定してゐない。

入江 国民と云ふのは日本人と云ふことである。国籍の觀念はある。国籍については法律か条約で決める。現行憲法一八条の規定を特に入れなくても、当然法律又は条約できめると云ふことになる。しかし現行憲法の規定の下においても、法律に限らず条約で定まることもあり、又今日國際法的に当然に決まることもあるから、特に一八条の様な規定を置くことも適當でないと考えた。

…

入江 日本人と云ふことは法律制度以前の問題であり、実体である。自らそこに内容がある。その実体を法律又は条約で受けてはつきりすると云ふことになると思ふ。

林 …父が日本人なれば子は日本人と云ふことで、父に関しては規定がなく、既定のものとして取扱ふ。故に憲法の上で国民と云ふ文字を使ふときにも何か既定のものを前提としてゐる。それをすべて憲法にかくことは不可能と考へる。…

林 さうすると、十八条的のものは憲法に書かない方がよいと云ふことか。

入江 書かねばならぬといふわけではなく、書かなくてもよからうと考へた。若し書くなら相当に細かに書かぬと意味がない。

- 24 <https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detail?minId=009012529X00319460702¤t=1>
清水伸編著『逐条日本国憲法審議録』有斐閣 1960年2巻 231-232頁。
- 25 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第3巻 有斐閣 1994年 327頁；中村安菜「日本国憲法制定過程における国籍と朝鮮人」明治大学法学研究論集 第34号 2011年 113-133頁 126頁。
- 26 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/s210729-s04.htm
『憲法改正小委員会秘密議事録－米国公文書公開資料－』森清監訳 第一法規 1983年 130-131頁、古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波書店 2009年 276-278頁、『平和憲法の深層』ちくま新書 39-41頁。
- 27 セオドア・マクネリー「管理された革命—憲法改正の政策と過程—」所収：坂本義和／R・E・ウォード編『日本占領の研究』東京大学出版会 1995年 133-176頁 155頁。
- 28 註19を参照。
- 29 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第3巻 1994年 有斐閣 161-162頁。
- 30 古関彰一『新憲法の誕生』中公文庫 2004年 223-224頁）極東委員会にも当然、報告はなく、従つて極東委員会が承認もしていないことが問題となることが火を見るより明らかで、米國務省はその点を深く憂慮し、マッカーサーと軋轢状態に陥る（古関彰一『前掲書』223-238頁）。
- 31 「在日朝鮮人、台湾人の国籍に関するGHQの初期の暫定方針を示す文書」1945年5月21日 GHQ SCAP 発→ WARCOS 宛 所収：大沼保昭「出入国管理法性の成立過程3」『法律時報』50巻6号 1978年6月 148頁。
- 32 前掲文書 148頁。
- 33 「多国入法に関する覚書」
「一九四七年四月十七日：ノボトニー大尉は内務省の安岡、三宅、須賀〔?〕の各氏と会谈。以下の件につき合意した。

十二条は以下のように修正。『駐日中国代表部より登録証明書の発給を受けた台湾人、朝鮮人は、当分の間本勅令の条項に服するものとする。』（大沼保昭「出入国管理法性の成立過程7『法律時報』50巻10号 1978年7月 138頁」。

- 34 古関彰一『新憲法の誕生』中公文庫 2004年 280頁。
 35 佐藤達夫『日本国憲法成立史』第4巻 有斐閣 1994年 1000頁。
 36 古関彰一『前掲書』278-280頁。
 37 <https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/04/118shoshi.html>
https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/04/118/118_0011.html
 38 <https://kokuseki.info/kitei/tsutatsu/1952-04-19-yokohama.html>
 39 堀切善次郎内務大臣答弁：

「…是までの戦争後の平和条約の例に依りますと、斯う云ふ場合には国籍は一應朝鮮人は朝鮮の国籍を取得し、臺灣人は支那の国籍を取得すると云ふことになるのであります、唯是までの例に依りますれば、さう云ふ際に内地に在留して居ります朝鮮人、臺灣人に對しましては、日本の国籍を選択し得ると云ふことになるのが是までの例のやうであります、今度も恐らくさう云ふことになるではなからうかと考へます、何れ国籍を失ひますが、日本の国籍を其の時に選擇し得ると云ふことになると考へるのであります、臺灣人或は朝鮮人の中には、長く日本に親しみまして、全く内地人と何等差別なく、又今後どう云ふ變化が起りましても、やはり日本の国籍を選択して、其の儘で行かうと云ふ多數の朝鮮人、臺灣人があらうと云ふことは私共も之を認めるのであります、唯原則と致しまして、只今のやうに、何れ日本の国籍を失ふ、外國人になる、其の時に日本の国籍を選択すれば、日本國民として残つて行くと云ふ關係にありますので、是は此の原案にありますやうに、權利は持つて居る、日本國民であります以上、選舉權、被選舉は持つて居るが、今の不安定の状態の間、此の行使を停止して置くと云ふことが、最も妥當だと考へまして、さう云ふ處置を執つた次第であります…」

第89回帝國議會 衆議院 衆議院議員選舉法中改正法案外一件委員會 第2号 昭和20年12月5日
<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/simple/detail?minId=008911519X00219451205&spkNum=0#s0>
 西村熊雄条約局長の答弁：

「その朝鮮が今度の平和条約によつて獨立を回復するという場合には、朝鮮人であつた者は、獨立回復の結果、當然従前持つていた朝鮮の国籍を回復すると考へるのが通念でございます。でございますから、この第二條（a）には国籍關係は全然入つていないわけであります。…その点を研究いたしました結果は、今日の国籍法による帰化の方式がございまして、この帰化の方式によつて十分在留朝鮮人諸君の希望を満足できるとの結論に達しまして、特に国籍選択というような條項を設けることを要請しないことにしたわけであります。」

第12回国會 參議院 平和条約及び日米安全保障條約特別委員會 第10号 1951（昭和26）年11月5日

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=101215185X01019511105¤t=9>